

国による学校給食無償化に際し、給食の質や量を確保
するための十分な予算措置等を求める意見書

学校給食は、成長期にある児童及び生徒の心身の発達に資するだけでなく、食育を進める上においても重要な役割を果たしており、その充実が期待されている。

このような中、本年2月、国は令和8年度（2026年度）から、小学校における給食の無償化を実施し、中学校についても可能な限り早期の実現を図る方針を示した。

国による学校給食無償化は、児童及び生徒への安定した給食提供の実現に加え、子育て支援や少子化対策にも寄与することから、極めて重要な政策であるが、自治体においては限られた予算内で給食費を賄う必要があり、さらには、物価高騰等の影響により、結果として、給食の質や量の低下や自治体間格差を生じさせるおそれがある。

また、給食を喫食しない児童及び生徒等は、無償化の恩恵が受けられないといった懸念もあり、全ての児童及び生徒の健やかな成長を促すためには、公平性を担保した適切な制度設計が必要不可欠である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、国による学校給食無償化に際し、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 物価高騰等の影響により、給食の質や量が低下することがないよう、十分な予算措置を講じること。
- 2 全ての児童及び生徒が給食無償化の恩恵を受けられるよう、柔軟かつ実効性のある支援制度を構築すること。
- 3 地産地消の推進など、食育を進めるための質の高い給食を安定的に提供できる体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長